

せば御まつり事などもやうくゆづりや聞えましなどおぼされつるに、いとあへなくうつろひぬる世を、すげなく新院はおぼさるべし、

〔北條九代記 十一〕伏見院御即位

弘安十年十月廿一日、京都ニハ主上宇多御讓位ノ事アリ、略龜山ノ新院モ、只今ノ御讓位ハ餘ニ早速ノ御事ナレバ、イマダ遅カラズ、御殘リ多クオボシメシ、主上モ本意ナラズト聞エサセタマヘドモ、後深草ノ本院強ニ待兼サセタマフベシ、只疾ク御位ヲユヅラセタマハンハ、然ルベキ太平比和ノ御基タルベキ旨、關東ヨリ奏シ申セバ、御心ノマヽナラズ俄ニ御讓位有テ、東宮熙仁見御位ニツカセタマフ、

○按ズルニ、後嵯峨天皇、次子龜山天皇ヲ鍾愛シテ、皇統ヲ其裔ニ傳ヘンコトヲ遺詔シ給フ、長子後深草天皇擇ヒ給ハズ、密カニ北條氏ニ諭シ給フ所アリ、此ニ依テ兩統迭立ノ策ヲ獻ズルコト、ナレリ、ナホ踐祚篇兩統更立ノ條ヲ參看スベシ、

〔増鏡十一今日の日隆〕又の年三〇正安の一ひ月の頃、内侍所の注連のおり給へるは、いかなるべき事にかなど思ひてさゝめく程こそあれ、東よりの御使のぼるとて、世の中騒ぎて、禪林寺殿山〇龜見奉り給ふ世にとや、正月廿一日、春宮二〇後位につかせ給ひぬ、おりゐの帝〇後見十四にて太上天皇の尊號あり、いどきびはにいたはしき御事なるべし、わづかに三とせにておりさせ給へれば、何事のはえもなし、

〔北條九代記 十一〕後伏見院御讓位

正安三年正月ニ、鎌倉ヨリノ使節トシテ、隱岐前司時清、山城前司行貞上洛シテ、主上〇後見ノ御位ヲ下シ奉リ、東宮二〇後條ヘユヅリ奉リ給フ、主上今年イマダ十四歳、御在位ワヅカニ三年ニシテ、何ノ御事モオハシマサバリケルヲ、押オロシ奉ルコト、天道神明ノ照覽モイカゞ、恐ロシト